

こども誰でも通園制度に関する 年間調査テーマ報告書

令和7年3月18日

千葉県議会教育未来委員会

委員長 三井 美和香

副委員長 須藤 博文

委員 茂呂 一弘 大平 真弘

石川 弘 岩井 雅夫

川合 隆史 盛田 真弓

森山 和博 中島 賢治

1 所管事務調査事項

こども誰でも通園制度について

2 所管事務調査事項の選定理由

本市では、今年度から就労状況を問わず子供が保育施設を利用することができる、こども誰でも通園制度の試行的事業が開始された。

同制度により、子供の社会的情緒の発達への好影響のほか、これまで行政の支援が届きにくかった親子の孤立や虐待の未然防止などにつながることで期待される一方、保育士確保が困難な状況下での受入れ体制の確保や、月10時間という限られた時間の中での子供たちの育ち、保護者との関係性の構築など、課題も多く見受けられる。

このことから、制度の本格実施に向けて、子育て世代を広くカバーし、ニーズに応えることができるのか、事業の効果等を調査する。

3 調査の経過及び結果

(1)令和6年9月10日 教育未来委員会

こども誰でも通園制度に係る国の動向や本市の試行的事業の概要及び現状について、こども未来局より以下のとおり説明を受けた。

(説明要旨)

ア 国の動向について

令和5年12月に閣議決定されたこども未来戦略において、国は、全ての子育て家庭を支援するために、こども誰でも通園制度を創設し、令和6年度は試行的事業を実施、令和7年度には法律上の制度化、令和8年度からの本格実施を予定している。

全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず柔軟に利用できる新たな通園制度を創設するもので、法律上の制度化や新たな給付制度に向けて、令和6年6月には子ども・子育て支援法等が改正されている。現在、制度化、本格実施に向けた検討会が立ち上げられ、利用時間や人員配置、設備運営基準について議論されている。

【本格実施に向けたスケジュール】

令和6年度

- **制度の本格実施を見据えた試行的事業**
- ・ 115自治体に内示（令和6年4月26日現在）
- ・ 補助基準上一人当たり「月10時間」を上限



令和7年度

- **法律上制度化し、実施自治体数を拡充**
- ・ 法律の地域子ども・子育て支援事業の一つとして位置づけ



令和8年度

- **法律に基づく新たな給付制度**
- ・ 全自治体で実施（※経過措置あり）
- ・ 内閣府令で定める月一定時間までの利用枠

イ 試行的事業の概要

① 利用について

- ・ 対象者 保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業、企業主導型保育事業所等に通っていない0歳6か月児～2歳児（満3歳児は対象外）
- ・ 利用時間上限 月10時間
- ・ 保護者負担額 300円/人/時間
- ・ 利用調整 施設と利用者の私的契約

② 事業者について

- ・ 実施施設 保育所、認定こども園、小規模保育事業所、幼稚園等
 - ・ 利用料収入 委託料による収入850円/人/時間（障害児は400円加算）
+保護者負担による収入300円/人/時間
 - ・ 設備基準 一時預かり事業と同等
（面積要件（0・1歳児：3.3㎡、2歳児：1.98㎡）ほか）
 - ・ 保育士の配置 原則、専従職員を2人以上配置
 - ・ 利用者の選考 利用可能枠の範囲で利用の申込みがあった場合には、当該子供を受入れ
 - ・ 開所日時 曜日・時間限定も可
- ※事業者への改修費、賃借料補助あり

ウ 本市における状況

本市では、令和6年第1回定例会にて補正予算化し、試行的事業として施設利用を7月から開始。

保育所13施設、認定こども園6施設、幼稚園2施設、小規模保育所2施設、その他1施設の計24施設で実施しており、7月31日時点の利用者認定状況は、0歳児から2歳児までの合計で357人（対象となる子供約7,000人の約5％）。

7月の利用状況は、0歳児から2歳児までの合計で55人となっている。

エ 現状認識する課題等

- ・ 保育士の確保
- ・ 在園児と合同で保育する場合の保育内容、通常保育への影響
- ・ 事業者における収支
- ・ 利用時間（上限月10時間の妥当性）
- ・ 利用児童が慣れるまでのフォロー
- ・ 障害のある児童の受入れ、支援、食事や補食の取扱い（アレルギー対応含む）
- ・ 事業者及び自治体の事務負担

以上について、事業者や利用認定者へのアンケート、ヒアリングの実施、実施事業者間の意見交換会の実施などを予定している。

《当局説明に対する委員の主な意見》

- 丁寧に事業者に聞き取りすることが重要で、実際に受け入れた園の直接の意見なども聞きたい。
- 児童の安全確保に留意されたい。
- 通常保育と異なり、子供の特徴、持病、アレルギーなどが分からない中で預かるというリスクは非常に事業者にとっては負担だと思われる。事業者や保育士の本音が聞けるような視察を行いたい。
- 月10時間の利用枠で時間は足りているのか。また、月10時間のモデル的な利用方法を設定し、有効な検証を行われたい。
- 試行的事業における検証は極めて重要としており、検証に資するような現地の調査をしながら、評価していきたい。また、現時点では本市における利用人数があまりにも少ない印象を持つため、利用認定の申請を受けて結局利用しなかった理由を突き詰める必要があるのではないか。

※現場や利用者の実際の声が聞きたいという意見から、こども未来局に追加資料の作成を依頼した。

(2)令和6年10月18日 所管局より追加資料の提供

こども未来局より、本市のこども誰でも通園制度試行的事業の利用者や事業者の声などについて追加資料の提出があり、各委員に周知した。

主な内容は以下のとおり。

ア 利用者からの声

子供の成長を目的として預けた。

一人の時間を作ることができた。

引き続き利用したいという声があるほか、月10時間の利用では短いとの意見。

イ 事業者の取組姿勢について

通常保育への影響や食事・補食の取扱い、事業の採算性についての懸念の声があったものの、事業開始後は通常保育への影響はなく、普段と同じ保育ができていたとの意見。

また、利用後には子供の表情が豊かになるとの声もあり、地域貢献の観点から事業を実施する必要があるとの意見。

ウ 通常保育とは異なる子供を預かるリスクについて

慣れるまで時間がかかる子供への対応として親子通園を取り入れ、親子の様子を観察したり、聞き取りを行うことで、預かるリスクの軽減を図っている施設もある。

公立保育所においては、初回利用時に原則として親子通園を2時間取り入れており、アレルギーのある子供については、原則として食事や補食を持参対応としている。(来年度以降の食事等提供については検討中)

(3) 令和6年10月30日～11月1日 行政視察(福岡市、長崎市)

委員会視察として、福岡市及び長崎市を調査した。

このうち、年間調査テーマに関しては、福岡市において「こども誰でも通園制度」の調査を行った。(詳細は視察報告書を参照)

福岡市では、令和5年度に市内3施設でモデル事業を実施し、120名の定員に対し3倍を超える申込みがあったため、令和6年度は、定員数・施設数ともに拡充したほか、利用時間も国の上限である月10時間を大幅に超えて市独自に月最大40時間まで預かることとするなど、「福岡市型」こども誰でも通園制度として実施している。

令和6年10月1日時点、33施設(定員931名)で実施。

ア 「福岡市型」こども誰でも通園制度の特徴的な取組

- ・利用時間の上限が月に40時間で、1日あたり4～8時間
(国基準は、利用時間の上限は月に10時間)
- ・利用形態は定期利用のみ(保育士の負担軽減への配慮、子供の成育の継続的な確認のため)
- ・給食必須
- ・年度途中で3歳になった場合は、年度末まで利用可(国基準は、満3歳となる誕生日の2日前まで)
- ・優先的に利用できる条件の範囲が広い(多胎児や兄弟姉妹同時申込が含まれている)
- ・障害児受入れ加算について、1人につき1時間1,000円を加算(国基準の400円に加え、市独自に600円を上乗せしている)

イ モデル事業の成果

【保護者負担の軽減】

- ・自分の時間を持つことで、心身の余裕や子育てのゆとりが生まれた。
- ・保育士からの声かけや面談により、頼れる場所ができ、育児負担が軽減された。

【子供の成長の促進】

- ・子供が新しいことへ挑戦する機会が生まれた。
- ・年齢の近い友達ができた。
- ・給食を食べることで食への興味が増え、偏食が減った。
- ・支援が必要な子供の早期発見により、専門機関での早期療育へとつながった。

【保育士のやりがい】

- ・地域の子育て支援に関わっている実感があり、やりがいを感じる。
- ・制度を利用している子供が成長している実感がある。
- ・通常保育と異なる子供を預かることで、保育士のスキルアップにつながる。

《委員の主な所感》

- こども誰でも通園制度を利用する理由が「親の都合」から「子供の成長」に変化してきているとの話が印象的であった。子供の健全育成にも寄与する制度であると改めて認識した。
- 福岡市では子供目線、子供の成長を主眼に制度を運用している点に感銘を受けた。特に、「福岡市型」として利用時間の上限を月40時間、1日4～8時間の定期利用とし、給食を必須とすることで、子供の心身の健全な発達、継続的な成長を見守ることができる制度になっていると感じた。
- 少ない利用時間では効果が出てこないと思われる。千葉市においても、現場の保育園、保育士、利用者の声を聞いて、国の基準にこだわらず千葉市型のこども誰でも通園制度を検討されたい。

(4) 令和6年12月2日 教育未来委員会

県外視察など、これまでの調査を振り返り、年間調査テーマの中間とりまとめに向けた意見交換を行った。

《委員の主な意見》

- 福岡市の視察では事業者の話聞き、実際に運営をしていく中で事業として成り立つかどうかという点と、保育の現場の生の意見を聞いたという点は非常に良かった。
- こども誰でも通園制度について、肯定的な意見が多い印象であった。子供たちの成長、健全育成に資するレベルで、かつ、保育士等の負担感が過大にならないような形で柔軟に設定すればいいのではないかと。預かり時間の上限など、今後議論の中で検証されたい。
- 福岡市では、ただ単に保護者のレスパイトだけではなく、子供のことを考えて、発達や集団に慣れるという取組に力を入れていることを伺うことができた。本市にお

- いても、重点的に力を入れているという軸があってもいいのではないか。
- 一番は子供を大切に育てていくということが軸にあったほうがいい。
 - 福岡市に視察に行って、給食費や利用時間など、細かな視点で子供に寄り添っていくということが大切だということがわかった。千葉市に当てはめることは難しいかもしれないが、報告書をまとめたうえで、当局への要望などしていきたい。
 - 市内の試行的事業実施施設を委員会として視察に行き、実際の現場の状況や利用者の声を聞きたかった。本市の状況についても追加で調査を行いたい。

(5) 令和7年1月22日 教育未来委員協議会

こども誰でも通園制度の試行的事業に係る利用者アンケート集計結果等の報告をこども未来局から受け、質疑応答の後、試行的事業を実施している市内施設関係者と意見交換会を実施した。

ア アンケート集計結果等の報告要旨

【利用認定件数等】

- ・利用者の認定件数について、対象となる子供約7,000人のうち、申請件数735件と、概ね1割程度が申請している状況。
- ・年齢別の申請状況では1歳児の申請が最も多く、0歳と1歳で8割を超えている。
- ・利用者募集に係る広報は、市政日より（5月・10月）、SNS（X）、健診（4か月・1歳6か月）時のチラシ配布により行ったが、市政だよりの効果が最も高かった。

【利用実績】

- ・利用児童数は増加傾向で推移しており、延べ利用児童数1,026人、実利用児童数は197人。利用者の割合は申請状況と同じく、0歳と1歳で8割を超えている。
- ・申請件数735件に対し、利用率は26.8%に留まる。
- ・1回あたりの平均利用時間は、3.2時間となっている。

【利用者からの声、評価】

- ・子供の社会性や発達が促され、非常に良い制度と感じている。
- ・育児の負担軽減やリフレッシュができるといった、親側の精神的な支えになった。
- ・保育士の対応が丁寧で安心感がある。
- ・保育園で楽しく過ごしている子供の姿を見て、制度の意義を感じた。

【利用者からの主な意見・要望】

- ・利用時間について、月10時間では短い。もっと預けることができれば子供も施設に慣れやすくなる。
- ・利用可能な施設が少なく、予約が取れなかった。

- ・予約の手続きが煩雑であった。オンラインでの予約や事前登録ができるようにしてほしい。
- ・施設ごとの利用条件や子供の過ごし方が分かりづらい。

イ 試行的事業実施施設等関係者との意見交換要旨

7施設から施設長や保育士等、計11人に協力をいただき、3回に分けて意見交換を実施した。

《参考》参加施設一覧

	施設名	運営主体
意見交換①	小倉台保育園	社会福祉法人 大きな家族
	アストロベースキャンプ保育園	社会福祉法人 宙福社会
意見交換②	キートスチャイルドケア新千葉	株式会社 ハイフライヤーズ
意見交換③	轟保育所	千葉市（公立）
	幸認定こども園	
	誉田保育所	
	野呂保育所	

【意見交換要旨】

施設の関係者から、試行的事業のために人員を充てることを考えると、現在の国基準による利用料収入では保育士の最低賃金に届かない上に、集団保育に慣れない子供が単発的に来ることから、経験の長い保育士で対応できるよう人員を確保するが、予約がキャンセルになると準備が無駄になってしまう。補助金の実績ベースであるため、体制の確保が難しい点がある。

さらに、預かり時間が短く定着しにくいことや、アレルギー対応など個別対応の難しさが課題となっており、保護者とも十分なコミュニケーションをとる時間がないことから、ルールの整備が求められている様子が分かった。

委員からは、意見交換に参加した施設が事業に関して意欲的であり、制度が子供の発達や保護者のレスパイトとして機能していることを確認できたものの、施設側の利用時間について国基準の月10時間は少ないとの指摘や、事業の改善には予算措置が必要ではないかといった意見が挙げられ、懸念事項はできるところから少しでも改革をしていくべきであるとの意見が述べられた。

(6) 令和7年2月19日 教育未来委員会

報告書取りまとめのため、委員間討議を行った。

また、当局へ要望書を提出することとし、報告書を基に正副委員長にて要望書(案)を作成の上、後日委員会を開催して、要望内容について協議することとした。

4 まとめ

子育て家庭の多くが「孤立した育児」の中で不安や悩みを抱えており、支援の強化を求める声がある中、0歳児から2歳児の約6割を占める未就園児を就労に関わらず時間単位で保育所等に預けることができる「こども誰でも通園制度」の意義は大きいと考えられる。

令和7年度には法律上の制度化、令和8年度からの本格実施を見据え、現在本市においても試行的事業を実施しているところであるが、調査の結果、利用者側と事業者側ともに制度の意義を感じていることが分かったものの、利用時間が短い、事業者としては利用料収入が足りないなどといった声もあり、制度としての課題も見受けられた。

こうした中、本格実施までに体制整備は急務であるため、しっかりと現場の声や利用者の声を丁寧に聴取し、試行的事業の効果検証に鋭意取り組まれない。

また、利用者は増加傾向であるものの、利用認定者が全体の約1割程度にとどまっていることから、他部門と連携するなど支援が必要な家庭への制度周知を確実に実施されたい。

さらに、利用開始までの手続や、初めて保育所等を利用する子供・保護者への対応などについて、仕組みを共有できるような場を設けるほか、集団保育の一般的なルールや一日の流れなど、利用にあたっての留意事項を市ホームページにおいて周知するなどにより、利用者事業者ともに限られた時間の中でもより良い関係を築くことができるのではないかと。

加えて、事業者の負担に配慮するとともに、しっかりと保護者のレスパイトが図られ子供の健全な成長に資する十分な制度となるよう、事業者への補助の増額や利用時間の上限拡充についてなど、国に対し強く要望することに加え、必要に応じ本市独自の上乗せ基準も検討されたい。

参加事業者が無理なく運営できる支援体制を確保することで、受入れ人数、施設数が増加し、障害児、医療的ケア児等含め、市全域で誰でも子供を預けることが可能になると考える。

本制度が全ての子供の育ちを応援し、子供の良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに対応する形での支援を強化できる制度となることを期待する。